

平成 28 年 6 月 17 日

各 位

会 社 名 フリービット株式会社
(コード番号 3843: 東証マザーズ)
本社所在地 東京都渋谷区円山町3番6号
代表者 代表取締役社長 田中 伸明
問合せ先 執行役員グループ経営管理本部長 和田 育子
電話番号 03-5459-0522(代表)
(URL <http://www.freebit.com>)

当社との契約締結交渉者等に対する金融庁による課徴金納付命令の決定について

金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 5 月 24 日付で証券取引等監視委員会が内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったことを受け、過去の当社との契約締結交渉者及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令が決定した旨、平成 28 年 6 月 17 日付で金融庁より発表がなされました。

課徴金納付命令は当社及び当社関係者に発出されたものではございませんが、当社の株式に関連して、このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、皆様にご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 金融庁発表の法令違反に係わる要旨

- ① 被審人(A)は、当社との間で行っていた、当社モバイル事業（以下、「当該事業」という）への被審人(A)等の参画交渉に関し、当社の業務執行決定機関がカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社及び CCC モバイル株式会社（現「CCC モバイルホールディングス株式会社」）と業務提携を行う決定をした旨の重要事実を知りながら、その重要事実が公表された平成 27 年 2 月 18 日より前の同年 1 月 28 日に、当社株式を 5,000 株買い付けた
- ② 被審人(B)は、被審人(A)から、当社と被審人(A)との間で行っていた交渉に関して知った重要事実の伝達を受けながら、その重要事実が公表された平成 27 年 2 月 18 日より前の同年 1 月 29 日及び同月 30 日に、当社株式を合計 10,000 株買い付けた

2. 当社の対応について

当社では、重要な取引の交渉を行うに当たっては、事前に当事者と「秘密保持契約」を締結したうえで談ずることとするなど、情報漏えい防止に関する対策を整備し、運用しておりました。そして、被審人(A)との契約締結交渉を行う際にも「秘密保持契約」を締結し、当該秘密情報を管理する善管注意義務を課した上で、当該事業への参画交渉を行いました。

当社がそのような運用を行っていたにも係わらず、この度の事態が発生したことを厳粛に受け止めております。

今回の事態を受け、同様の事例に際しては、改めて秘密保持契約の内容遵守の徹底を図っていくとともに、これを機に、当社役職員に対してもコンプライアンスに関する規範意識をより一層高めるための教育を講じ、「インサイダー取引防止規程」に基づいた内部者情報の管理及び株式売買の徹底を図ってまいります。

以上